

石川県公報

平成 29 年 12 月 26 日 (火曜日)

号 外

(第 75 号)

目 次

規 則	人事委員会
○石川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (人 事 課) 1	○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 6
○一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (同) 1	○平成二十九年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特別に関する規則 8
○石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (同) 1	

規 則

石川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十九号

石川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

石川県職員退職手当条例等の一部を改正する条例 (平成二十九年石川県条例第三十五号) の施行期日は、平成三十年一月一日とする。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成二十九年石川県条例第三十六号) の施行期日は、平成二十九年十二月二十六日とする。

石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十一号

石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

石川県技能労務職員の給与に関する規則 (昭和三十五年石川県規則第五十九号) の一部を次のように改正する。
別表第一を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

給 料 表

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
	2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
	3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
	4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
	5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
	6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
	7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
	8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
	9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
	10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
	11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
	12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
	13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
	14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
	15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
	16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
	17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,800
	18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,400
	19	146,900	203,000	225,800	269,200	309,100
	20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,900
	21	149,200	205,000	227,700	271,100	312,200
	22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,600
	23	151,600	207,200	230,500	273,300	315,000
	24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,500
	25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,900
	26	155,500	210,000	234,400	276,300	319,400
	27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,800
	28	158,500	211,600	237,000	278,500	322,200
	29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,800
	30	161,400	213,700	239,200	280,500	325,000
	31	162,900	214,700	240,500	281,500	326,300
	32	164,400	215,600	241,700	282,500	327,500
	33	165,900	216,300	242,800	283,300	328,600
	34	167,700	217,500	244,100	284,200	329,500

	35	169,500	218,600	245,200	285,300	330,600
	36	171,300	219,800	246,400	286,400	331,800
	37	173,100	220,500	247,700	287,100	332,900
	38	174,800	221,700	248,900	288,000	334,000
	39	176,500	222,900	250,200	289,000	335,000
	40	178,200	224,000	251,500	289,900	336,000
	41	179,800	224,900	252,500	290,800	337,000
	42	181,200	226,100	253,800	291,800	338,000
	43	182,600	227,100	254,900	292,800	339,000
	44	184,000	228,200	256,200	293,700	340,000
	45	185,500	229,300	257,100	294,400	340,900
	46	186,900	230,400	258,200	295,300	341,900
	47	188,300	231,500	259,400	296,200	342,900
	48	189,700	232,500	260,400	297,100	343,900
	49	191,000	233,500	261,600	297,800	344,800
	50	192,200	234,600	262,800	298,400	345,700
	51	193,300	235,700	264,000	299,100	346,600
	52	194,500	236,900	264,900	299,900	347,400
	53	195,600	238,000	265,900	300,500	348,200
	54	196,700	239,000	267,000	301,300	349,000
	55	197,800	239,900	268,200	302,000	349,800
	56	198,900	240,700	269,400	302,700	350,500
	57	200,000	241,600	270,200	303,400	351,200
	58	201,000	242,600	271,200	304,100	352,000
	59	202,000	243,600	272,300	304,900	352,900
	60	203,000	244,500	273,300	305,600	353,600
	61	204,100	245,400	274,400	306,200	354,300
	62	205,000	246,300	275,500	306,900	355,000
	63	205,900	247,200	276,500	307,600	355,700
	64	206,800	248,100	277,600	308,300	356,400
	65	207,500	248,900	278,500	308,800	357,000
	66	208,300	249,700	279,300	309,300	357,500
	67	209,000	250,500	280,100	309,900	358,000
再任	68	209,800	251,200	280,900	310,600	358,500
用職	69	210,200	252,000	281,800	311,200	358,900
員以	70	210,800	252,600	282,600	311,600	359,400
外の	71	211,100	253,100	283,400	312,100	359,900
職員	72	211,700	253,600	284,100	312,600	360,400

73	211,900	253,800	284,900	312,900	360,800
74	212,500	254,200	285,600	313,400	361,300
75	213,000	254,700	286,400	313,900	361,800
76	213,800	255,200	287,200	314,300	362,300
77	214,000	255,800	287,800	314,500	362,700
78	214,700	256,200	288,300	314,800	363,200
79	215,200	256,700	288,900	315,100	363,700
80	215,800	257,200	289,300	315,400	364,200
81	216,500	257,500	289,700	315,700	364,600
82	217,000	257,800	290,100	316,000	365,100
83	217,600	258,100	290,600	316,300	365,600
84	218,300	258,400	291,100	316,600	366,100
85	218,900	258,600	291,500	316,800	366,500
86	219,400	258,800	292,100	317,200	367,000
87	219,900	259,100	292,700	317,500	367,500
88	220,600	259,400	293,300	317,700	368,000
89	221,100	259,600	293,600	317,900	368,400
90	221,700	259,800	294,100	318,200	368,900
91	222,300	260,200	294,600	318,500	369,400
92	222,800	260,400	295,000	318,800	369,900
93	223,200	260,700	295,400	319,000	370,300
94	223,700	261,100	295,900	319,300	
95	224,200	261,400	296,400	319,600	
96	224,700	261,700	296,900	319,800	
97	225,200	261,900	297,200	320,000	
98	225,700	262,200	297,600	320,300	
99	226,200	262,400	298,100	320,600	
100	226,700	262,700	298,600	320,800	
101	227,100	263,000	299,000	321,000	
102	227,600	263,200	299,400	321,300	
103	228,200	263,500	299,700	321,600	
104	228,800	263,800	300,000	321,800	
105	229,200	264,000	300,300	322,000	
106	229,700	264,200	300,700		
107	230,100	264,500	301,100		
108	230,500	264,700	301,500		
109	230,700	265,000	301,800		

110	231,100	265,300	302,200		
111	231,600	265,600	302,600		
112	232,100	265,800	302,900		
113	232,500	266,000	303,100		
114	233,000	266,300	303,400		
115	233,500	266,500	303,700		
116	234,000	266,700	303,900		
117	234,300	267,000	304,100		
118	234,700	267,400	304,400		
119	235,100	267,700	304,700		
120	235,500	268,000	304,900		
121	235,900	268,100	305,100		
122		268,400	305,400		
123		268,700	305,700		
124		269,000	305,900		
125		269,100	306,100		
126		269,400	306,400		
127		269,700	306,700		
128		270,000	306,900		
129		270,100	307,100		
130		270,400	307,400		
131		270,700	307,700		
132		271,000	307,900		
133		271,100	308,100		
134		271,400			
135		271,700			
136		272,000			
137		272,100			
再任用職員	193,300	204,500	223,000	243,900	274,800

別表第七中

57	57	57	58	58	58	59	59	59	60
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

56	57	57	57	58	58	58	59	59	59
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に

改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の石川県技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成二十九年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の石川県技能労務職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
 - 3 この規則の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
- (給与の内払)
- 4 改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
- (その他)
- 5 前三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

石川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

(一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第七十一条第一号中「百分の百七十」を「百分の百九十」に、「百分の二百十」を「百分の二百三十」に改め、同条第三号中「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百」を「百分の百十」に改める。

別表第八イの表中

36	36	37	38	39	40	41	41	42	42	43	43	44	44	45
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

36	36	37	37
----	----	----	----

38	38	39	39	40	40	41	41	42	42	43
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に改め、別表第八ロの表中

54	55	56	57	57	58	58
----	----	----	----	----	----	----

59	59	60
----	----	----

を

53	54	54	55	55	56	56	57	58	59
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に、

66	66	66	66	66	67	67	67	67
----	----	----	----	----	----	----	----	----

67	68	68	68	68	68	69	69	69	70	70	70	71	71
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

65	66	66	66	66	66	66	67	67	67
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

67	67	67	68	68	68	68	68	68	69	69	70	70
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

に改め、別表第八ホの表中

58	58	59	59	60
----	----	----	----	----

60	61	61	61	61	62	62	62	62	63	63	63	63	64
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

を

57	58	58	58	59	59	59	60	60	60
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

61	61	61	62	62	62	63	63	63
----	----	----	----	----	----	----	----	----

に改め、別表第八トの表中

34	35	36	37	37	38	38	39	39
----	----	----	----	----	----	----	----	----

40 を 33 34 34 35 35 36 36 37 38 39 に改める。

別表第十一中備考以外の部分を次のように改める。

別表第12 (第53条の6 関係)

初 任 給 調 整 手 当 額 表

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
1 年 未 満	円 414,300	円 368,400	円 308,300	円 250,900	円 184,500	円 50,700	円 30,400
1 年 以 上 2 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	30,400
2 年 以 上 3 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	30,400
3 年 以 上 4 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	30,400
4 年 以 上 5 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	30,400
5 年 以 上 6 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	50,700	28,400
6 年 以 上 7 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	48,900	26,400
7 年 以 上 8 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	47,100	24,300
8 年 以 上 9 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	45,300	22,300
9 年 以 上 10 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	43,500	20,300
10 年 以 上 11 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	41,700	17,300
11 年 以 上 12 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	39,900	14,200
12 年 以 上 13 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	38,100	11,200
13 年 以 上 14 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	36,300	8,200
14 年 以 上 15 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	34,900	5,200
15 年 以 上 16 年 未 満	414,300	368,400	308,300	250,900	184,500	33,500	
16 年 以 上 17 年 未 満	409,900	364,400	305,000	248,300	182,900	32,100	
17 年 以 上 18 年 未 満	405,500	360,400	301,700	245,700	181,300	30,700	
18 年 以 上 19 年 未 満	401,100	356,400	298,400	243,100	179,700	29,300	
19 年 以 上 20 年 未 満	396,700	352,400	295,100	240,500	178,100	27,900	
20 年 以 上 21 年 未 満	392,300	348,400	291,800	237,900	176,500	26,500	
21 年 以 上 22 年 未 満	372,900	331,500	278,000	225,900	167,300	25,900	
22 年 以 上 23 年 未 満	353,100	314,300	264,000	214,000	157,500	25,300	
23 年 以 上 24 年 未 満	333,800	297,600	250,500	202,000	148,400	24,300	
24 年 以 上 25 年 未 満	314,400	280,700	236,600	190,200	138,700	23,700	
25 年 以 上 26 年 未 満	294,900	263,800	222,900	178,400	129,500	23,100	
26 年 以 上 27 年 未 満	272,200	243,000	205,300	164,000	118,500	22,500	
27 年 以 上 28 年 未 満	250,000	222,600	188,200	149,700	108,100	21,900	
28 年 以 上 29 年 未 満	227,600	202,200	170,900	135,400	97,800	21,100	
29 年 以 上 30 年 未 満	204,800	181,400	153,300	121,100	86,800	20,800	
30 年 以 上 31 年 未 満	180,000	159,500	135,300	106,100	76,200	20,400	
31 年 以 上 32 年 未 満	155,100	137,600	117,000	91,300	65,100	19,800	
32 年 以 上 33 年 未 満	130,500	115,900	99,100	76,100	54,700	18,900	
33 年 以 上 34 年 未 満	92,400	84,000	73,100	57,000	40,500	18,000	
34 年 以 上 35 年 未 満	57,100	54,200	48,800	38,600	27,300	17,300	

第 一 条 一 般 職 の 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 施 行 規 則 の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る。

第 七 十 一 条 第 一 号 中 「百 分 の 百 九 十」 を 「百 分 の 百 八 十」 に、「百 分 の 一 百 三 十」 を 「百 分 の 一 百 一 十」 に 改 め、
同 条 第 二 号 中 「百 分 の 九 十」 を 「百 分 の 八 十 五」 に、「百 分 の 百 十」 を 「百 分 の 百 五」 に 改 め る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定（一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（以下「給与規則」という。）第七十一条の改正規定を除く。）による改正後の給与規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。
- 3 第一条の規定による改正後の給与規則（以下「改正後の給与規則」という。）第七十一条の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。

(経過措置)

- 4 平成二十九年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の給与規則の規定による号給が第一条の規定による改正前の給与規則（以下「改正前の給与規則」という。）の規定による号給に達しない職員、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の給与規則の規定にかかわらず、改正前の給与規則の規定による号給とするものとする。
- 5 この規則の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を待って号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

平成二十九年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

石川 県 人 事 委 員 会

石川 県 人 事 委 員 会 規 則 第 十 一 号

平成二十九年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則

(定義)

第一条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 経過措置額支給特定職員 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年石川県条例第四十四号。以下「平成二十六年改正条例」という。）附則第八項に規定する特定職員であり、かつ、平成二十九年四月一日前に五十五歳に達した者であつて、同項から平成二十六年改正条例附則第十項までの規定による給料を支給されるものをいう。
- 二 施行日 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十九年石川県条例第三十六号。以下「平成二十九年改正条例」という。）の施行の日をいう。
- 三 給与条例 一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十二年石川県条例第三十号）をいう。
- 四 改正後の給与条例 平成二十九年改正条例第一条の規定による改正後の給与条例をいう。
- 五 改正前の給与条例 平成二十九年改正条例第一条の規定による改正前の給与条例をいう。

(経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例)

第二条 経過措置額支給特定職員に対する平成二十九年四月一日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定（第四条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定（平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定を含む。次条において同じ。）により支給されるべき額が、改正前の給与条例の規定（平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定を含む。以下この条及び次条において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもつて当該各号に掲げる給与の額とする。

- 一 給料（人事委員会の定める場合におけるものに限る。）
- 二 地域手当
- 三 給与条例附則第二十五項第三号に掲げる特殊勤務手当
- 四 給与条例附則第二十五項第四号に掲げる特殊勤務手当
- 五 特勤勤務手当
- 六 特勤勤務手当に準ずる手当

- 七 へき地手当
- 八 へき地手当に準ずる手当
- 九 期末手当
- 十 勤勉手当
- 十一 定時制通信教育手当
- 十二 産業教育手当

第三条 経過措置額支給特定職員に対する平成二十九年四月一日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与条例第十二条その他の条例の規定による給与の減額(人事委員会の定めるものに限る。第五条第二項において「第十二条等減額」という。)に当たっては、この規則の規定(次条の規定を除く。)の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもつて減額する額とする。

(平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料の特例)

第四条 平成二十九年四月一日から施行日の前日までの間において平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則(平成二十七年石川県人事委員会規則第九号)第三条第一項第二号に掲げる場合に該当した職員に対する平成二十六年改正条例附則第九項又は第十項の規定による給料については、同規則第三条又は第四条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。

第五条 平成二十九年四月一日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第二十五項第一号に定める額に相当する額を減じた額と平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料の額との合計額(給与条例第十二条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては同項の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に一円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。)が、改正前の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第二十五項第一号に定める額に相当する額を減じた額と平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料の額との合計額(給与条例第十二条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては同項の規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に一円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。)に達しないときにおける平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則第五条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第二条各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第十二条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料については、適用しない。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、平成二十九年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

